

平成 27 年 7 月 22 日

横浜市長 林 文子 様

横浜環状道路（圏央道）対策連絡協議会（連協）

会長 比留間 哲生

貴回答を受領し、再度要請する（要請）

平成 27 年 6 月 29 日付の当方の要請書に対する 7 月 14 日付貴回答を拝見しました。当方が強く要請した桂台トンネル掘削の前にシミュレーションを行う件について、要請があった旨を事業者に伝えるとのことですが、桂台トンネル掘削という大工事は市民の命と生活を守ることを第一の責務とする横浜市にとって決して他人事ではなく、従って事業者に対してシミュレーションの要請があったことを単に伝えるのではなく、横浜市がリードしてシミュレーション実施を決定するようにして貰いたく、このことを重ねて要請します。

尚、貴回答は宅地造成等規制法（以下「宅造法」という）第 2 条の「宅地」と「宅地造成」の定義を引用して、今回の事業については宅造法による規制の対象にはならないと主張しています。これは宅造法の趣旨に対する認識不足に基づく間違った法解釈であり、以下にその理由を述べます。

貴回答は「宅造法は、宅地造成工事規制区域内において宅地造成工事を行う場合の基準を定めています」として第 2 条の「定義」を引用し、同条 1 号の宅地の定義は「農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供されている土地以外の土地をいう」となっているとしている（下線部は第 2 条 1 号にはない文言）とし、さらに「宅地造成」について第 2 条 2 号を引用して「宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で政令で定めるもの（宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く）」と定義していますとした上で、「従って、都市計画法による道路を築造するための工事は、宅地以外の土地にするために行うものであり、宅造法に定める「宅地造成」から除かれているため、今回の事業については宅造法による規制の対象にはなりません」と述べている。

貴回答の主張は本件で問題となっている道路予定地について具体的に定義しないまま論理的に飛躍していきなり結論を述べているため内容を検証する必要がある。そのため、まず考えるべきことは第 2 条の宅地と宅地造成の定義が昭和 36 年当時と現在では具体的内容に大きな変化があることである。昭和 36 年当時、宅地造成は全国的にはまだ始まったばかりであったが、その後昭和 40 年

代から 50 年代にかけて列島改造の波に乗って大々的に宅地造成が行われて、今では造成可能な土地は殆んど宅地化されたというのが実情である。これを桂台トンネルの掘削に関わる湘南桂台地区についてみると、昭和 36 年当時は一人一人も住んでいない無人の丘陵地であったが、現在は人の住む 1500 戸の宅地になりその真中に 2 ヘクタール弱の道路予定地が残るだけの状況になっている。貴回答は明確に述べてないが道路予定地を 1500 戸の宅地と同じく宅地と見做して論を進めており、その結果として「宅地を宅地以外の土地にするために行うものを除く」とした宅地造成の定義から除かれるから今回の事業は宅造法による規制の対象にはならないと結論している。このように道路予定地を宅地と見做していることについて私達は違和感を覚えなければいけないのである。というのは 20 年以上にわたり横浜市と開発業者が、「この土地は道路予定地です」と記載した看板を立てていた土地を宅地と見做すことだからである。

以上のほか、貴回答には宅造法に対する無理解に基づく大きな誤りがあることを指摘する。それは今回の事業は宅地を宅地以外の土地にするためのものであり、宅地造成から除かれるため宅造法の規制の対象にはならないというものである。これは宅造法を宅地造成だけを対象にした法律であるという誤った解釈によるものである。前述したように、昭和 36 年の宅造法制定当時は、宅地造成が中心であったが、それが大体終わって膨大な宅地が造成されて存在する現在、最も重要なことは造成された宅地を安全に保持することであり、そのため法第 16 条には、宅地の所有者等は造成された宅地を常時安全な状態に維持しなければならない、と厳しく義務づけ規制している。これは換言すれば現在安全に維持されている宅地に大工事を施して安全性をこわしてはならないということである。従って今回の事業について法第 16 条の義務と規制が課されるのは当然であり、宅造法の対象外などということは決してあり得ないのである。

以上、貴回答を拝見してシミュレーション実施について再度要請するとともに、道路予定地を宅地と見做すことへの違和感、さらに今回の事業は宅造法の対象外とする貴解釈の誤りについて述べ、これらに対する貴職の見解を求めるものであります。

以上